



'95

第131号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会 ……

〔書協実務研究室コーナー〕

高松高裁における刑事書記官事務の一考察(上)

……全国書協高松支部刑事実務研究班 木村 公久 ……

〔特集/国際交流〕

ドイツ・オーストリア両国司法補助官連盟代表団一行

を迎えて ……全国裁判所書記官協議会本部 ……

〔本部と支部との交流会だより〕

札幌・高松・名古屋・広島・福岡・仙台・大阪・東京各高裁管内 ……



山口地・家裁下関支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

速記問題について

小池総務局第三課長に聞く

浅井書協会長、青木事務局長、斉藤総務部長は、検討が続けられている速記問題についてお聞きするため、六月一五日、総務局に小池第三課長と大根参事官を訪ね、次のような内容の説明を受けてきましたので、総務局・人事局各課長、参事官との座談会の追加記事として掲載します。

書 協 去る五月九日に行われた座談会の席上では、速記問題について、現在検討中であるという理由で回答を留保されましたが、その後速記管理研究会等が開催されたりして、この問題が進展を始めていると伺っています。速記官の問題は、私たち書記官にとっても影響の大きい問題を含んでいると思われまますので、現時点での検討の経緯をお聞かせ願えないでしょうか。

小池第三課長 平成五年から三名の速記官を総務局に配置して、これらの人々を含めて速記問題の検討プロジェクトチームをつくり、速記問題について、中長期的観点に立った検討をしていると

ころですが、その検討の経緯及び今後の見通しについて簡単に紹介させていただきます。

平成七年一月上旬には、「裁判所速記官を取り巻く諸問題について」と「裁判所速記官の大量退職に対する対応策について」という二冊の小冊子を速記官をはじめとする職員に公表しました。この二冊の小冊子のうち、前者は、速記を取り巻く裁判所内外の客観的状況について取りまとめたものです。後者は、速記官の大量退職に対する対応策について、考えられる対応策を並列的に列挙し、それぞれの長所、短所を羅列したもので、今後検討すべき課題として提示しているものです。この二冊の小冊子は、すべての速記官に配布され、主任書記官にも配布されました。希望する書記官にも閲覧できるようになっています。

また、平成七年一月中旬に最高裁で開催された速記管理官研究会、その後各高裁で開かれた速記官研究会で、この二冊の小冊子についての説明、意見聴取を行ってきました。

書 協 速記問題の検討プロジェクトチームをつくったという事は昨年の座談会の席上で伺いましたが、どのような観点から検討されてきたのかお聞かせください。

小池第三課長 「裁判所速記官を取り巻く諸問題について」では、速記タイプを安定的に確保していくことが厳しい状況にあること、速記官の人

材確保が困難な状況にあることなどが指摘されていますが、このような状況の中で、裁判所として、将来にわたって増大する逐語調書の要請に対し永続的かつ安定的にどのように対応していくかが大きな課題となっているわけです。今後、ある時点で速記官制度を維持することができなくなれば、速記録に代替する逐語調書をだれがどのようにして作成するのかという問題に直面せざるを得ませんし、このような事態は、書記官事務に大きな影響を及ぼすことが明らかです。

書 協 速記録に代替する逐語調書の作成が書記官の職務内容となるとすると書記官事務に大きな影響を及ぼすこととなりますが、この問題について書記官層にはどのような説明がされているのでしょうか。

小池第三課長 検討チームでは、去る五月二九日に開催された速記管理官研究会に向けて、「これからの逐語録作成方法と速記官制度について」と題する研究会資料を作成し、その中に検討チームとして考えられる具体的方策を掲記し、研究会参加者の検討・討議の対象とすることにしました。この速記管理官研究会においては、速記管理官のほか、高裁首席書記官が参列し、供述録取事務の在り方、さらにはこれからの書記官事務の在り方についても協議しました。

このように、速記問題は書記官事務の在り方に

大きくかわる問題であるところから、この研究会資料は、前記の二冊の小冊子等と共に、全速記官、高裁及び地裁の全書記官、家裁及び簡裁については主任書記官以上並びに高裁及び地裁の立会部に配置されている裁判部事務官に配布され、それ以外の書記官及び裁判部事務官にも閲覧できるようにしました。

書協 書記官や裁判部事務官も閲覧できるということですが、研究会資料では具体的にどのような方針が提案されているのでしょうか。また、その提案の中に書記官の在り方等についても触れているのでしょうか。

小池第三課長 研究会資料では、考えられる具体的方策の一つとして、録音反訳方式の利用についての検証を行うことが提案されています。この提案は、客観的状況等を踏まえ、今後の逐語録需要に的確に対応し、更に逐語録作成態勢の拡充を図っていくためには、機械速記方式に代えて、新しい逐語録作成方式の導入を図る必要がありますが、その代替方式としては、録音反訳方式が最も適当かつ現実的であると思われるという考え方に基づいています。

このような検討は、裁判手続における供述録取方式の一部の変更について考えることになり、また、書記官の職務の内容や仕事の進め方にも関係や影響があります。この点について一部には、

書記官が逐語録作成事務に大きく関与することになり、審理充実事務等において、目指してきた方向と食い違うのではないかと指摘もあることは承知しています。

前述の研究会資料では、速記問題の検討と書記官事務の関係について、速記問題の検討は、書記官がコートマネージャーとしての役割も果たしていくという考え方に沿った方向で進めるべきであるとして、次のように触れております。

「これからの書記官制度の在り方は、民訴法改正の方針等にも現れているように、書記官が審理の充実と円滑な進行に積極的に関与していくことトマネージャーとしての役割も果たすという方向で考えられており、その実現には人的物的な充実に図る方策を講じていく必要がある。また、逐語録需要の高まりを反映して、従前に比べて詳しい供述録取事務の負担が大きく、これが書記官の審理充実事務等への関与の足かせになっている面も否めない。そのため、このような領域の逐語録需要に対しても、新しい逐語録作成方式で対応することにより、書記官の供述録取事務の負担を軽減し、それによって生じた余力を他の事務に振り向けられるようにする必要がある。このような逐語録作成態勢の拡充は、書記官事務の充実強化のための有力な方策となるものと思われる。」

書協 仮に録音反訳方式が導入された場合、書記官にとってメリットがあるのでしょうか。

小池第三課長 研究会資料では、録音反訳の担い手については、録音反訳の実験と並行して検討することになっていますが、仮に部外者が反訳に関与する録音反訳方式を採用した場合においては、調書の公証権限を持つ書記官が最終的な校正のチェックを行うことになることから、書記官の負担の増加を懸念する見方もあるようです。しかし、検討チームは、書記官の逐語的調書によらざるを得なかった尋問についてもこの方式を利用すること等により、書記官の供述録取事務の負担は軽減されるという考え方を示しています。これは、詳しく言えば、次のとおりです。

すなわち、この録音反訳方式を導入する場合には、速記官の立会いの調整の都合等により、これまで書記官が逐語的調書を作成せざるを得なかったような尋問についても、この方式によって逐語調書を作成することを考えていますから、書記官の供述調書作成事務の負担は、現在より軽減されるものと考えられます。

一例を挙げますと、単独事件でも、例えば「請負代金請求事件」等においては、建物の瑕疵をめぐって極めて詳細な証人調べがされることがあります。しかし、このような尋問について、速記官の立会いがないことも多く、立会書記官が逐語的

な供述調書を作成する必要がある場合がありましよう。そのような場合には、一時間の尋問に對してかなり多くの時間(個人差もありましようが、おそらく六時間から八時間程度か)の調書作成時間を要するのではないかと思われましよう。このような尋問について、この録音反訳方式を利用すれば、校正等に要する時間は、せいぜい二時間程度でありますから、書記官としては随分負担が軽減されることになりましよう。

確かに、速記官が速記録を作成する場合の点検に比べれば、前述の校正等の事務負担は大きいと言えましようが、先に述べましたような運用をすれば、この録音反訳方式による尋問の範囲を広くされることになると思えてましよう。また、これまで合議事件については、付速記事件が多いことから、録音反訳方式が導入された場合には、校正等の事務のための人的な手当てが必要であると思えてましよう。

新しい反訳方式の導入のイメージは以上のようなのですが、対応する尋問時間をどの程度広げられるのか、人的な手当てとして書記官をどの程度増やす必要があるのかなど具体的な検討をこれから行わなければならぬと思えてましよう。そこで、録音反訳方式の実験を行うかどうか、その方式をどのようにするかについては、裁判部実務研究会

の結果等を踏まえて、これから考えていくことになりましようが、検討チームとしては、実験部に書記官を一人か二人程度増やし、この録音反訳方式による尋問の数を、付速記事件の運用より多くするなどして、録音反訳方式の実験を行いたいと思えてましよう。

書協 速記問題が書記官事務にとって大きな影響をもたらすということがよく理解できましたが、この問題について書記官各自に望んでいることがあれば、お聞かせください。

小池第三課長 速記問題は、これまで述べてきましたように書記官事務への影響がある問題です。より大きな視点から見れば、迅速適正な裁判を実現するために、裁判部の事務をどのようにして充実していくのかという問題であると思えてましよう。また、現在、民事訴訟法の改正作業が進行しており、OA機器の利用等による事務改善等も進められてましよう。したがって、書記官一人一人が、この問題を速記官だけの問題だというように等閑視することなく、十分に関心を持って欲しいと思えてましよう。また、これからの在るべき書記官像についても一人一人が自分自身の問題として、考えてもらいたいと思えてましよう。

書協 お忙しいところをありがとうございます。速記問題は、書記官問題でもあるわけですから、今後も機会をつくって御説明ください。

